

🛂 小型特殊自動車の申告はお済みですか?

乗用トラクター、乗用コンバイン等に代表される 農耕作業用自動車、フォークリフト等は、小型特殊 自動車であり、公道を走行するものは、標識番号の 交付を受けなければなりません。

該当する車をお持ちの方は、標識番号の交付を受けてください。4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

また、すでに申告されている方で、所有者や登録 車輌に変更があった場合は、標識番号を持参のうえ 名義変更・廃車等の手続きをしてください。

▶ 標識交付に必要なもの

- ◎所有者の氏名、住所、印鑑
- ◎車名、車体番号、総排気量
- ◎販売証明又は譲渡証明

▶ 問い合わせ

税務課

吾北総合支所住民課 本川総合支所住民課 **a** 893-1118

a 867-2300

a 869-2112